

廃第642号-3  
令和5年9月5日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	埼玉県北葛飾郡杉戸町才羽1477番地 株式会社日彩（代表取締役 友松 大輔） （法人番号8030001110977）
許可の番号	第01200201389号
処分の年月日	令和5年9月5日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社日彩の役員は、禁錮刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部  
廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684

廃第643号-3  
令和5年9月5日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	茨城県北相馬郡利根町大字惣新田1738番地 株式会社蔵創（代表取締役 久保田 好正） （法人番号4050001026028）
許可の番号	第01200175775号
処分の年月日	令和5年9月5日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社蔵創は、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部  
廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684